

家庭系ごみ処理有料化実施計画

(案)

令和8年1月
小野市

目次

1.	はじめに.....	1
2.	家庭系ごみ有料化.....	1
(1)	家庭系ごみ有料化とは	1
(2)	家庭系ごみ有料化の目的.....	1
3.	家庭系ごみ有料化の制度内容	4
(1)	有料化対象品目	4
(2)	手数料負担の仕組み	4
(3)	指定ごみ袋の種類、価格、形状、販売方法.....	5
(4)	指定ごみ袋の販売方法	6
(5)	指定ごみ袋の形状等	6
(6)	手数料の減免及び支援策.....	7
(7)	手数料の用途	7
(8)	負担額の試算	7
4.	家庭系ごみ有料化の実施時期について.....	7
5.	円滑な実施に向けた取り組み	8
(1)	市民への周知啓発の徹底.....	8
(2)	不法投棄・不適正排出対策	9
(3)	減量化・資源化施策の拡充等の検討	9
(4)	有料化制度の見直し	9
	参考資料	10
(1)	ごみの排出量	10
(2)	ごみの資源化	12
(3)	ごみ処理経費	13
(4)	ごみの資源化・減量化に向けて	13

1. はじめに

本計画は、家庭系ごみ有料化に向けた本市のごみ処理の現状及び課題、家庭系ごみ有料化の概要、制度内容、スケジュール等を整理した「家庭系ごみ処理有料化に向けた基本方針」を基に、より具体的な実施内容を取りまとめたものです。

2. 家庭系ごみ有料化

(1) 家庭系ごみ有料化とは

「家庭系ごみの有料化」とは、家庭からごみを出す際に、ごみ処理手数料が上乗せされた有料の指定ごみ袋を使用することにより、ごみの排出量に応じて、ごみ処理経費の一部を排出者に負担いただくものです。

(2) 家庭系ごみ有料化の目的

- ・有料化を実施しない場合、新ごみ処理施設整備費の一部が国交付金の対象外に。小野市が負担する事業費が 20 億円程度増加する見込みであり、有料化の実施は必須の状況。
- ・ごみの減量、資源化の促進。
- ・ごみ処理費用負担の公平性確保。

本市のごみ処理は主に、小野市、加東市、加西市（以下、「構成市」という。）で構成する小野加東加西環境施設事務組合が運営する小野クリーンセンターにおいて行っています。供用開始から 36 年以上が経過する小野クリーンセンターの老朽化に伴い、現在、構成市が協力して新ごみ処理施設の整備に取り組んでいるところです。

新ごみ処理施設の焼却能力は、「次期ごみ処理施設整備基本計画（案）」において、現行施設から約 20% 削減した 1 日あたり 99 トンと試算しています。しかし、本市が家庭系ごみの有料化を実施しない場合、新ごみ処理施設整備に活用する国の交付金の一部が交付されないことが見込まれています。建設コストの高騰が続いている状況において、「地域に親しまれ、開かれた施設」という基本理念に基づいた新ごみ処理施設を、財政負担を抑制しながら整備し、長期的・安定的なごみ処理体制を構築する必要があります。

また、構成市が歩調を合わせ一体となった施設整備が求められているところですが、加東市及び加西市は、既にごみの有料化に取り組んでおり、ごみの減量も進んでいます。一方、とりわけごみの排出量が多い本市においては、更なるごみ減量化の取り組みが必要な状況となっています。（表 1）

このような状況の中、家庭系ごみの有料化は、ごみの減量化や資源化率の向上などを目的として、既に全国では約 7 割の自治体が、県内では 4 割以上の自治体（41 市町のうち、18 市町）が導入済みであり、その効果が認められています。本市としても、家庭系ごみ有料化は、ごみの一層の減量化、資源化に向けて取り組むべき重要な施策と捉えており、市民の分別に対する意識を高め、ごみの減量化・資源化を促進するとともに、ごみの排出量に応じた負担の公平性を確保することも目的に、導入に向けた取り組みを進めます。

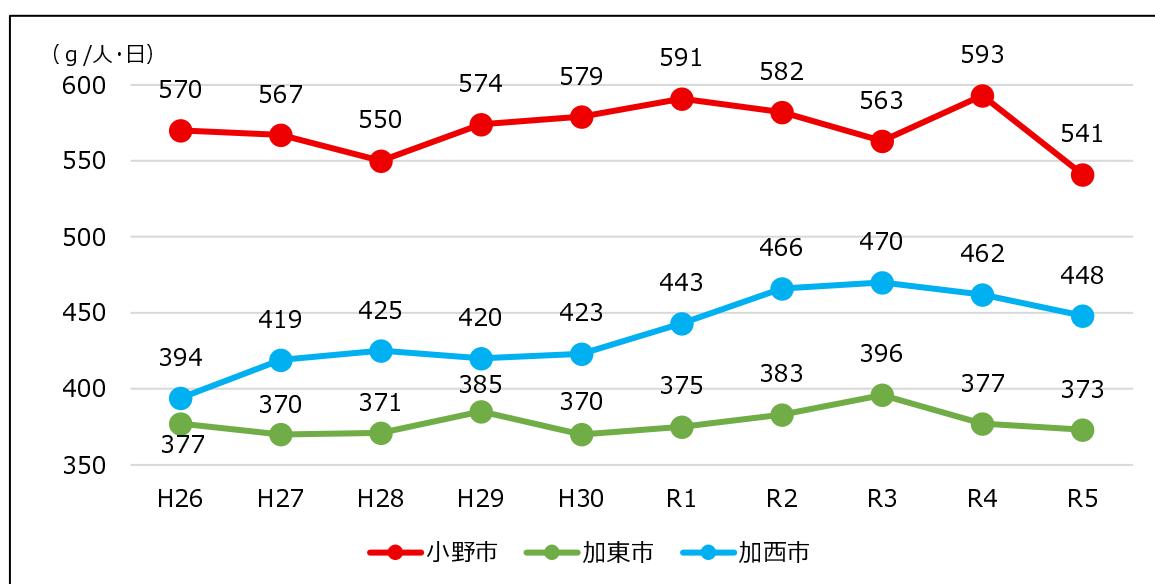


表 1 構成市における 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量の推移

① ごみ処理経費の削減、将来世代への負担軽減

新たなごみ処理施設整備に当たっては、国の交付金の活用を予定しています。ごみ有料化を実施しない場合、ごみの減量に取り組んでいないことで過大な処理能力と判断される部分が交付金の対象外となり、小野市が負担すべき事業費が 20 億円程度増加すると見込まれることから、必須の取り組みと考えています。

また、一般的に家庭系ごみ有料化の実施により、ごみ袋の価格に応じたごみの減量効果が期待されます。引き続き、構成市によるごみの広域処理が予定されていますが、前述のとおり、本市が負担するごみ処理施設に係る負担金は、主に施設に搬入するごみの量に

応じて決定されるため、ごみ排出量を少なくできれば、新ごみ処理施設の整備費用だけでなく、運営に係る負担を将来にわたって削減することができます。

経済負担のほかにも、環境負荷の低減や地球温暖化の防止にも繋がり、本市の豊かな自然環境を将来の世代につないでいくことが可能になります。

② 減量化・資源化の一層の推進

家庭から排出されるごみには、正しく分別すれば「資源物」となるごみが含まれています。家庭系ごみ有料化の導入により、ごみの分別意識が高まり、可燃ごみの減量や資源ごみの一層の分別排出が進むといった効果が期待できます。

また、家庭からなるべくごみを出さないようにする発生抑制の意識が高まり、生ごみの水切りや、調理くずが出ない工夫などが期待されます。

③ 負担の公平性の確保

現在、ごみ処理に要する経費は、一律に税金で賄っており、ごみの排出量の多寡に関わらず、同様に負担していただいている。結果、ごみ処理に対する無関心を助長する一因になるとともに、費用負担の公平性が保たれていない状態にあります。

有料化を実施することで、ごみをたくさん排出する人の負担は大きく、減量に努める人の負担を小さくすることで、負担の実質的公平性を確保し、更にごみの減量や分別・資源化の徹底に取り組む意識の向上を図ります。

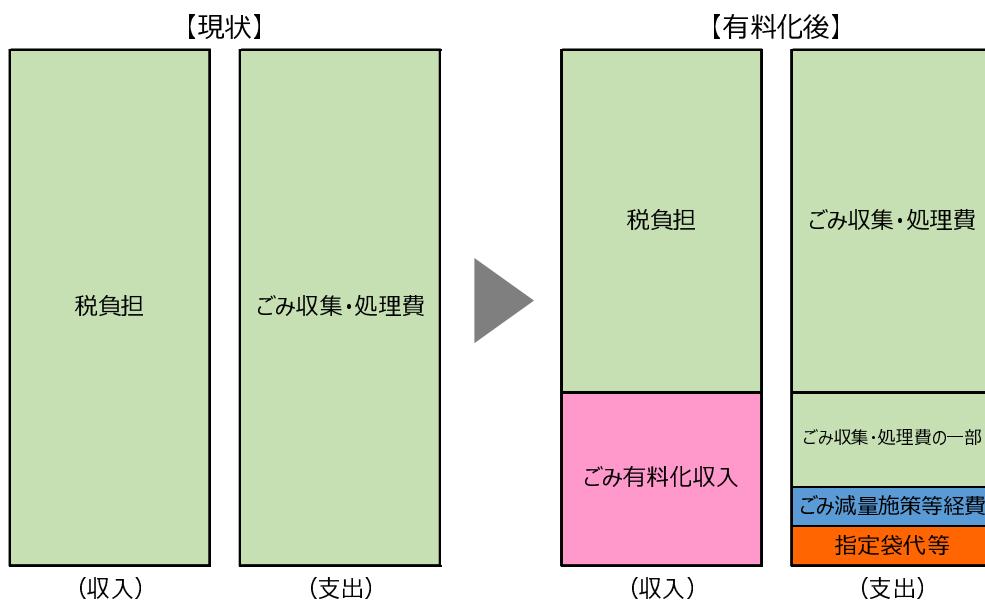


表 2 有料化による家庭系ごみの処理費等の負担イメージ

3. 家庭系ごみ有料化の制度内容

(1) 有料化対象品目

有料化の対象：家庭から排出される「可燃ごみ」

有料化の対象は、家庭から排出され、地域のごみステーションで収集される「可燃ごみ」とします。刈草や剪定枝等についても、有料の指定袋を使用し、排出いただくことになります。

それ以外の品目を排出される場合や、アパート等の賃貸住宅で独自に一般廃棄物収集運搬許可業者に有料で処理を依頼されている場合は、有料化の対象とならず、従来どおり排出いただけます。

また、家庭から排出された可燃ごみを直接、小野クリーンセンターに持ち込まれる場合は、10キログラムあたり90円の手数料が徴収されることから、指定ごみ袋を使用する必要はなく、従来どおり市販の透明又は半透明のごみ袋を利用いただけます。

(2) 手数料負担の仕組み

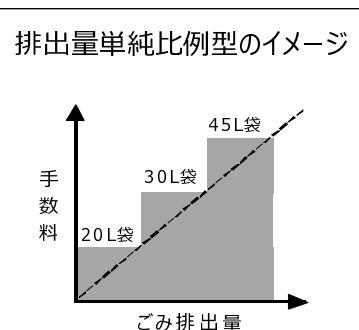
手数料体系：ごみ量に応じてごみ袋を購入いただく「排出量単純比例型」

手数料の納入：指定ごみ袋を店舗で購入いただくことで、手数料を徴収・納入

① 手数料体系

手数料の体系は、「排出量単純比例型」を採用します。有料化の目的の一つは「ごみの減量と資源化の促進」であることから、市民にとって分かりやすく最も効果が期待できる方式が望ましいと考えます。全国の家庭系ごみ処理有料化を実施している自治体の9割以上が導入し、ごみの排出に使用するごみ袋枚数や大きさに応じてごみ処理手数料を負担いただく制度です。

なお、排出量が一定までは無料で、一定量を超過すると排出者が排出量に応じて手数料を負担いただく「一定量無料型」は、制度の運用に要する負担が大きく、一定量までは排出量を抑制するインセンティブが働かないことから、採用しないこととします。



② 手数料の徴収・納入方法

手数料の徴収・納入方法は、「指定ごみ袋制」とします。

指定ごみ袋制は、ごみを排出される際に市が指定したごみ袋を利用いただく制度で、ごみ袋の購入代金が有料化によるごみ処理手数料となります。取り扱いが容易でごみ減量の効果が実感しやすく負担の公平性が確保されるとともに、ごみ袋のデザイン等により、有料化対象のごみであることが容易に判別することができます。

なお、指定のシールを購入し、ごみ袋に添付する「シール制」については、袋の種類は多種多様であり、ごみの排出量に応じた公平な負担が確保できないことが危惧されることから、採用しないこととします。

(3) 指定ごみ袋の種類、価格、形状、販売方法

サ イ ズ：45 リットル（大）、30 リットル（中）、20 リットル（小）の3種類

価 格：大サイズ 25 円/枚、中サイズ 15 円/枚、小サイズ 10 円/枚

販売方法：10 枚 1 セットとし、スーパー等の店舗で販売

① 指定ごみ袋の種類

指定ごみ袋は、45 リットル、30 リットル、20 リットルの3種類とします。

指定ごみ袋の種類については、排出時や回収時の取り扱いが容易である容量とすることを前提に、各世帯がごみの排出量に適した大きさの袋を選択できるよう、複数の容量の袋を設けます。

指定袋制を導入する県下の自治体でも多く採用されており、ごみの共同処理を行う加東市及び加西市と足並みを揃えた、45 リットル（大）、30 リットル（中）、20 リットル（小）の3種類とします。

② ごみ袋の価格

ごみ袋の価格は、45 リットルが 25 円/枚、30 リットルが 15 円/枚、20 リットルが 10 円/枚とし、10 枚を 1 セットで販売します。

近隣自治体の価格も参考に、分かりやすく、分別等によるごみ減量への動機付けとなりつつも、昨今の社会経済情勢も考慮し、県下最低水準の価格設定としています。

【指定ごみ袋の種類と価格】

	45 リットル（大）	30 リットル（中）	20 リットル（小）
1 枚あたり価格	25 円	15 円	10 円
販売価格（10 枚）	250 円	150 円	100 円

（4） 指定ごみ袋の販売方法

指定ごみ袋の販売方法は、日常生活において容易に購入でき、地区ごとにバランスのとれた取扱店の配置も重要なことから、市内のスーパーマーケット、コンビニエンスストア、小売店等での販売ができるように取り組みます。

具体的には、市民の皆様がどこでも購入できるよう指定ごみ袋取扱店（販売店）を広く募集するとともに、流通在庫も含め、充分な供給体制を整えます。

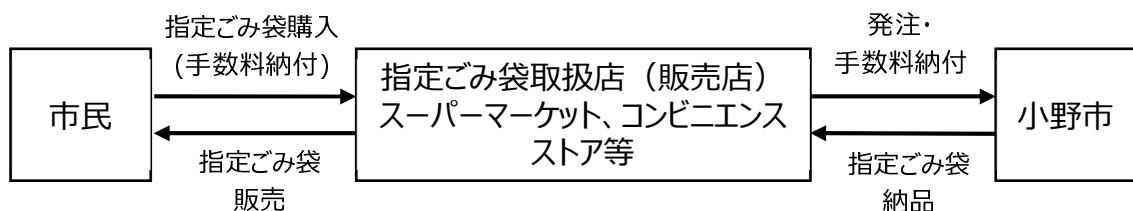


表 3 指定ごみ袋の販売方法

（5） 指定ごみ袋の形状等

① 形状

取っ手（持ち手）付きなど、利便性の良い形状とします。

② 色

近隣自治体と区別が付きやすいことに加え、不適正排出対策を考慮した色とします。

③ 材質

引っ張り、引き裂きとも一定の強度が確保できるものとします。

④ 厚さ

破れにくい材質を基本としながらも、製造コスト等を配慮して、0.02 ミリもしくは、0.025 ミリとします。

⑤ 表示内容

日本語による表記の他、外国語による説明なども記載します。

(6) 手数料の減免及び支援策

減 免：天災等により発生したり災ごみ、自治会による清掃活動等で発生したごみ
支援策：紙おむつ使用者、ごみステーションへの不適正排出対応

天災等により発生したり災ごみや自治会による清掃活動で発生したごみについては手数料の減免対象とします。また、支援策として、紙おむつ使用者等への指定ごみ袋一定枚数無償配布や、ごみステーションでの不適切排出対応等のため、自治会にごみ袋の配布を行います。

(7) 手数料の使途

使 途：ごみ処理経費、指定ごみ袋の製造等に活用

手数料収入は、ごみ処理経費、ごみの減量化・資源化、リサイクルの促進、周知啓発活動に用いる他、指定ごみ袋の製造及び流通などの制度運用費用の財源として活用します。

(8) 負担額の試算

使用する指定ごみ袋の容量に応じた手数料の負担額試算は、次表のとおりとなります。

【使用する指定ごみ袋の容量に応じた負担額（試算）】

条件	年間負担額	（月負担額）
20 パルの袋を毎回使用した場合	1,600 円/年	（133 円/月）
30 パルの袋を毎回使用した場合	2,400 円/年	（200 円/月）
45 パルの袋を毎回使用した場合	4,000 円/年	（333 円/月）

※同じ容量の袋を年 160 枚（概ね 3 袋/週）使用する前提で試算

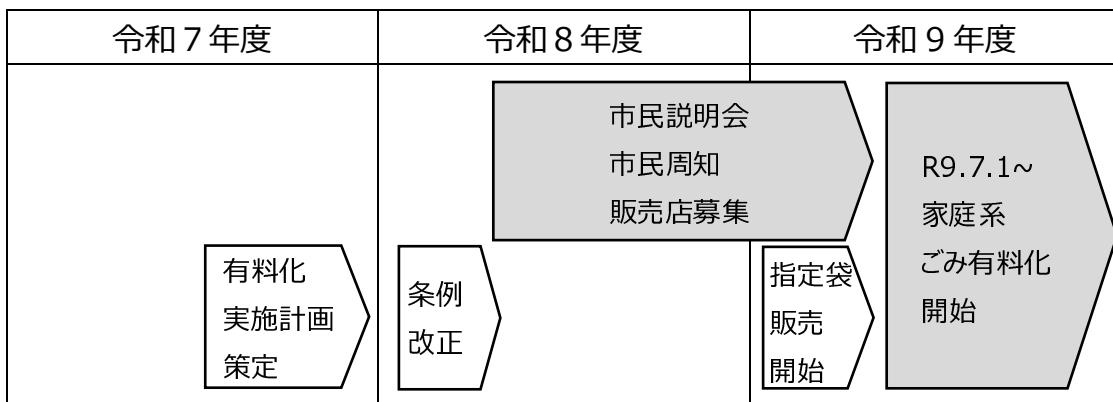
4. 家庭系ごみ有料化の実施時期について

実施時期：令和 9 年 7 月から実施予定

市民の皆様にご理解とご協力いただくための制度の目的や内容を説明する期間を設ける必要があること、指定ごみ袋の製造など家庭系ごみの有料化実施に向けた十分な準備

期間が必要であることから、実施時期については、令和9年7月を予定しています。

【スケジュール】



5. 円滑な実施に向けた取り組み

(1) 市民への周知啓発の徹底

家庭系ごみ有料化の導入を円滑に進めるためには、有料化の目的や仕組み等に対する市民の理解、有料化及び廃棄物行政に対する市民の協力が不可欠です。そのため市民への情報提供等により、制度導入の背景や目的について十分に説明し周知徹底を図ります。

① 説明会の開催

地区単位を目安に、市全域を対象とした説明会を開催するほか、自治会等の要望に応じて場所や回数については柔軟に対応するよう配慮します。また、外国人住民についても、雇用する企業等を通じて周知に努めます。

更に、一般廃棄物収集運搬業者や不動産会社に対しても説明するなど、多様な機会を捉えて制度に関する周知を行います。

② 広報紙やホームページ等による周知

広報、回覧、ホームページでの周知の他、市公式LINEを始めとしたSNS媒体による発信により、制度の内容や実施時期について情報の提供を行います。

③ ポスター掲示等による周知

公共施設や小売店へのポスター掲示やチラシの配布等により、制度を周知します。

(2) 不法投棄・不適正排出対策

家庭系ごみ有料化の導入により懸念される課題として、不法投棄の増加や指定ごみ袋以外の不適正排出ごみの発生が考えられます。

① 不法投棄対策

本市においては、平成 27 年 9 月に「不法投棄を許さない都市宣言」を行っており、安全安心パトロール隊によるパトロールを行っているところですが、家庭系ごみ有料化の導入に併せ、パトロールの強化を図ります。不法投棄は犯罪であることから、投棄者の特定等適切な対策を行います。

また、看板や監視カメラの設置など、不法投棄防止対策設備の設置を支援します。

② 不適正排出対策

決められたごみの排出ルールを守っていただくため、広報紙やホームページによる情報提供、ルール違反ごみの取り残し等、きめ細やかな対応や十分な情報提供を行います。

(3) 減量化・資源化施策の拡充等の検討

家庭系ごみの減量化・資源化の拡大を図っていくためには、有料化だけではなく、その導入に併せて、市民のごみ減量行動を促進する効果的な施策を調査・検討します。

(4) 有料化制度の見直し

環境省作成の「一般廃棄物処理有料化の手引き」では、各自治体で定める「一般廃棄物処理基本計画」の見直し（概ね 5 年ごと）の機会に併せて、有料化制度の見直しをすることが適切とされています。

当市においても、ごみの減量効果等の評価を行い、有料化制度について、適宜適切な見直しを図っていきます。

【参考資料】

(1) ごみの排出量

本市のごみ総排出量及び1人1日あたりのごみ排出量の推移は、次のとおりです。

1人1日あたりのごみ排出量は、かつては兵庫県平均を下回っていたものの、近年は県平均を上回る値で推移しています（表1）。

1人1日あたりのごみ排出量を県内41市町と比較すると、平成20年代は、概ね県内でも上位から中位に位置し、比較的排出量が少ない状況でした。しかし、年々順位が悪化し、令和5年度においては、1人1日あたり855gと、県内41市町中24位となっています（表2）。

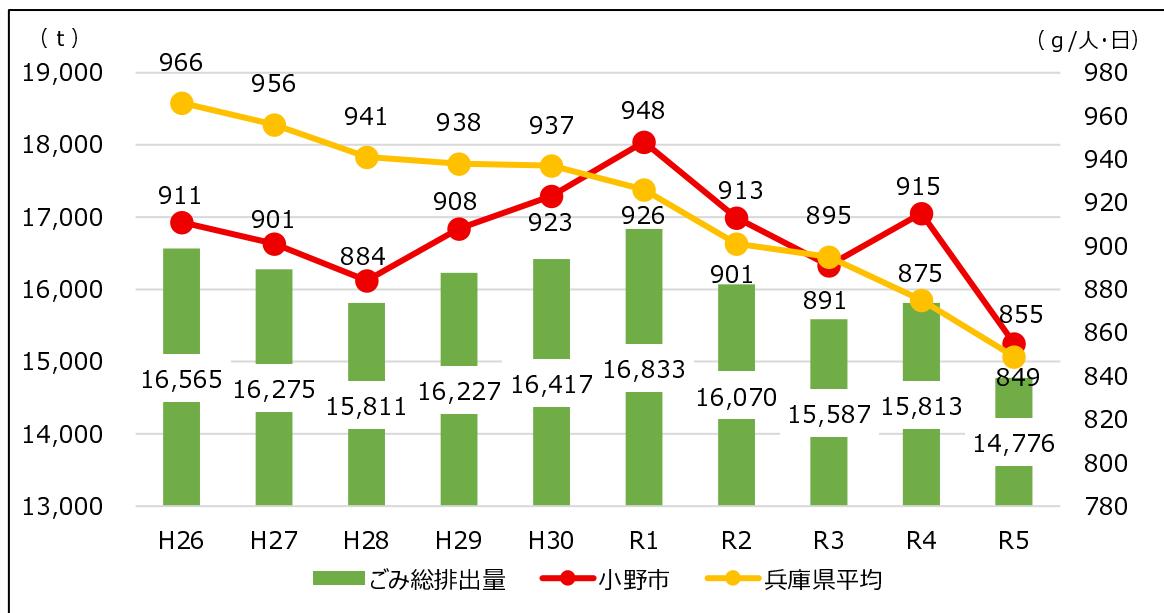


表1 ごみ総排出量及び1人1日あたりごみ排出量の推移

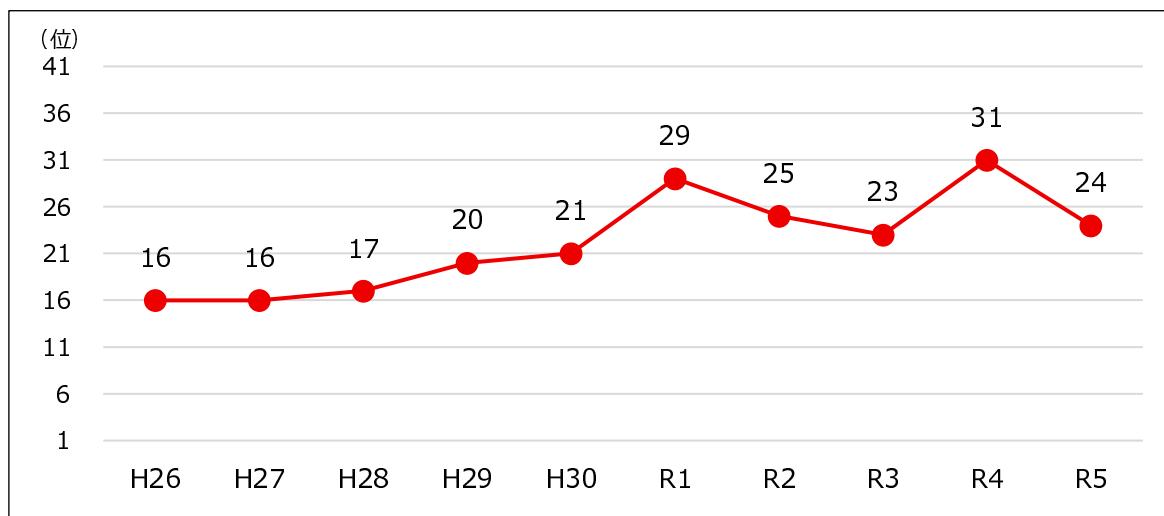


表2 県内41市町における本市の1人1日あたりごみ排出量の順位推移

また、家庭から排出されるごみ（資源ごみを除く）の1人1日あたりの排出量の推移は、表3のとおりです。

本市の家庭から排出される1人1日あたりごみ量は、兵庫県平均、共同処理をおこなう加東市及び加西市の値を大幅に上回る値で推移しています。加東市及び加西市は、既にごみの有料化に取り組んでおり、ごみの減量が進んでいる一方、とりわけごみの排出量の多い本市においては、更なるごみ減量化の取り組みが必要な状況となっています。

また、表4のとおり、県内41市町と比較すると、平成20年代前半は概ね県内でも中位から低位の排出量でしたが、年々順位が悪化し、令和4年度においては、1人1日あたり593gと、県内ワーストの41位であり、令和5年度においても、1人1日あたり541gと、県内41市町中36位（ワースト6位）となっています。

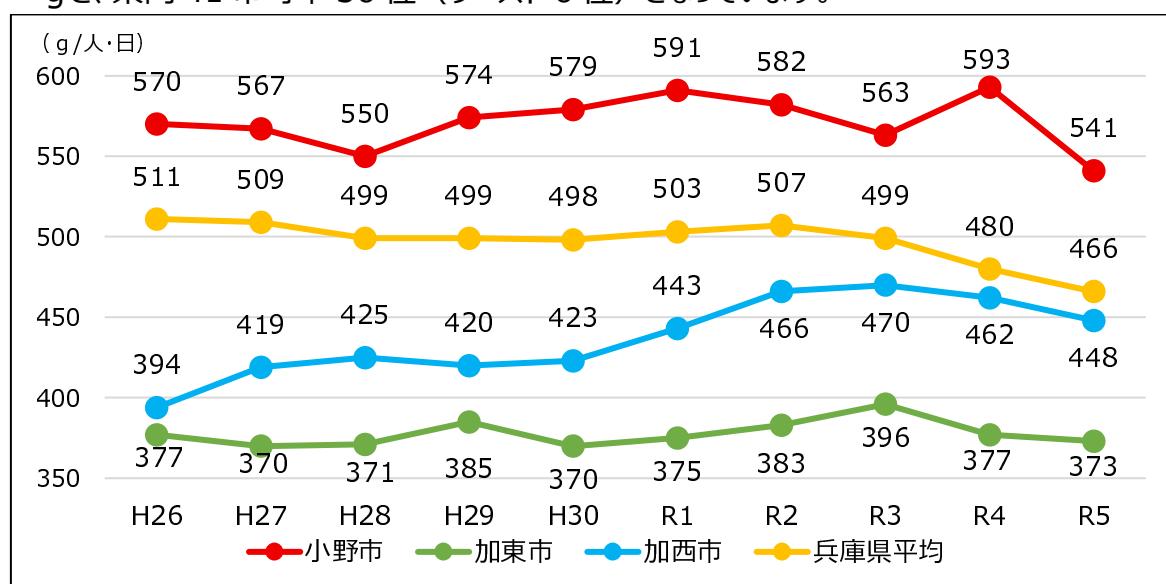


表3 1人1日あたり家庭系ごみ排出量の推移

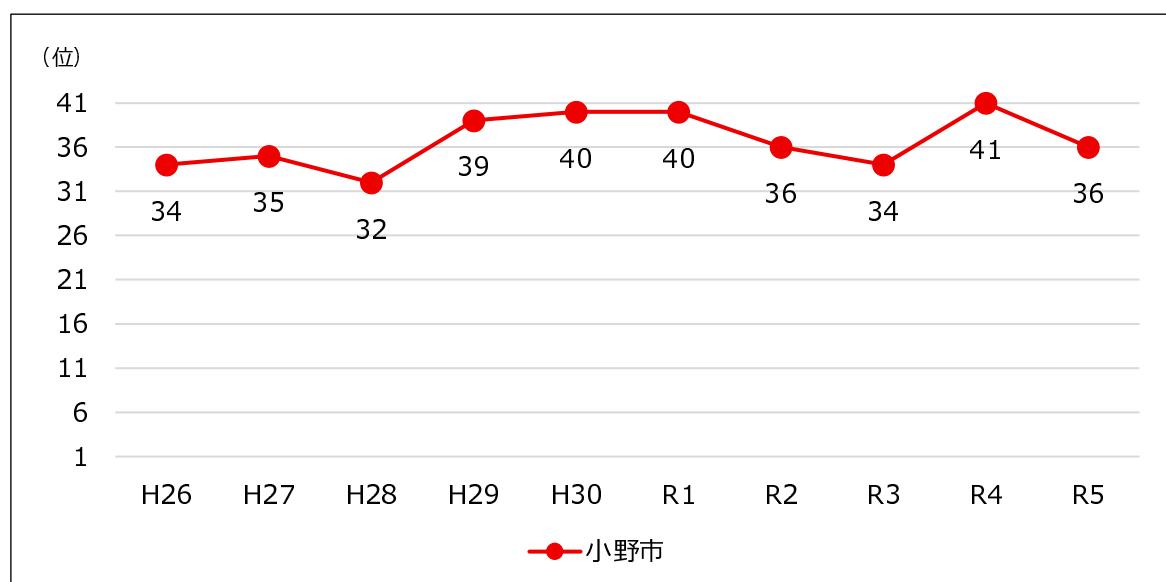


表4 県内41市町における本市の1人1日あたり家庭ごみ排出量の順位推移

(2) ごみの資源化

令和 5 年度の資源化量（資源ごみ量 + PTA 等が行う集団回収量）は、1,028 t で、平成 26 年度の約 6 割にまで落ち込んでいます。特にコロナ禍において集団回収活動が制限されたことで大きく減少し、その後も十分に持ち直していない状況にあります。

資源化量の減少に伴い、リサイクル率（資源化量/ごみ総排出量）も低下しています。平成 26 年度の 11.3%に対して、令和 5 年度は 7.0%と県下最下位であり、長期的に減少傾向が続いている。

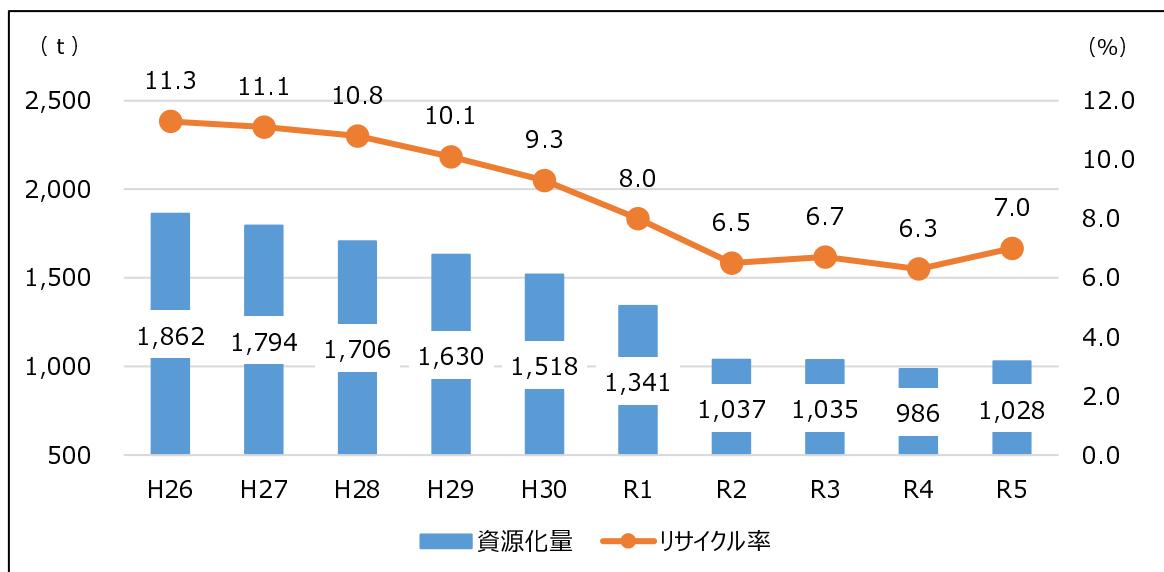


表 5 資源化量及びリサイクル率の推移

可燃ごみの組成内訳（過去 5 年間平均）をみると、紙、布類が 46.4%で最も多く、次いで、ビニール類が 30.5%、木くず類が 8.5%等となっています（表 6）。

可燃ごみの中には、資源化可能な紙類や衣類等の布類、ペットボトル・食品トレーなどのプラスチック類（ビニール類）も混入していることから、更なる分別促進により、ごみの資源化と減量を図ることができます。

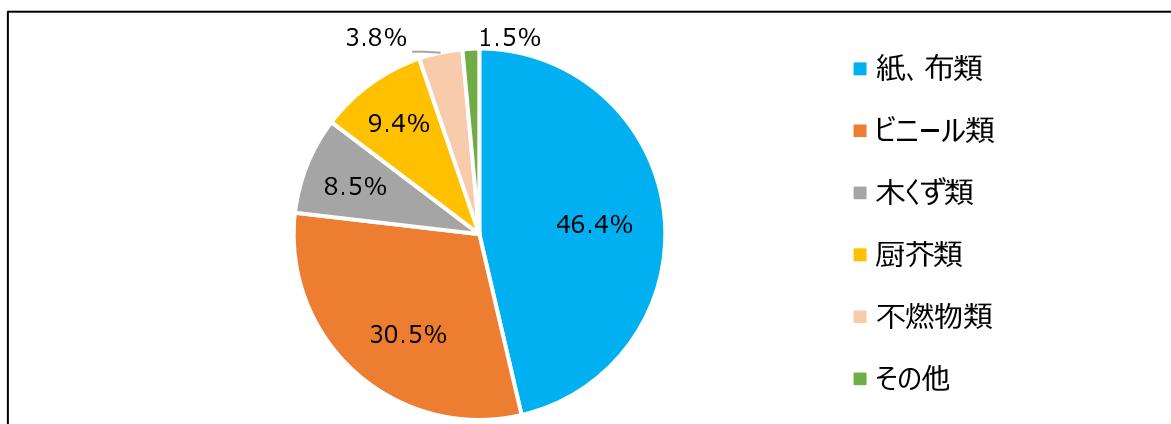


表 6 可燃ごみの組成内訳

(3) ごみ処理経費

令和5年度のごみ処理に係る費用は4億3,814万円となっており、令和元年度以降、最終処分場の第2期埋立地改修工事や小野クリーンセンターの延命化工事施工の影響を受け、増減を繰り返しながら、全体としては増加傾向にあります（表7）。

また、小野クリーンセンターでは、小野市で排出されるごみの90%超を処理しており、ごみ経費全体の3~5割は、小野クリーンセンターの負担金（構成市が小野クリーンセンターの運営に関し支出する費用）が占めています。

構成市の小野クリーンセンター負担金は、均等割：10%、人口割：10%、ごみ搬入実績割：80%で算定されています。また、現在、推進している新ごみ処理施設の整備・運営に関する負担金は、均等割：30%、人口割：20%、ごみ搬入実績割：50%で算定されており、ごみの搬入量が、小野市のクリーンセンターの負担金の額に大きく影響しています。小野クリーンセンターに搬入するごみ量の約60%を占める家庭からの可燃ごみ量を減らすことで、施設の運営や整備に要する本市の費用負担も軽減することができます。

（単位：千円）

	R1	R2	R3	R4	R5
ごみ処理費用	364,332	487,637	658,512	370,502	438,143
内、小野クリーンセンター負担金	190,970	192,497	191,842	200,466	244,941

表7 ごみ処理費用の推移

(4) ごみの資源化・減量化に向けて

可燃ごみの中には、正しく分別することで「資源物」として再利用できるものが多く含まれています。可燃ごみに混入している資源物（紙類、プラスチック、食品トレイ等）については、適切に分別した上で、行政による分別回収、学校PTAでの集団回収、スーパー等の店頭回収を積極的に活用し、ごみの資源化に取り組むことが重要です。

また、生ごみの削減（水切り・食べ切り・使い切り）も、可燃ごみの減量に大きな効果があります。

日常生活から排出されるごみや資源物の代表例と、その重量の目安については、次項の表8のとおりです。

			
レジ袋(L) 約 7g	食品トレイ 約 3g	紙袋 約 30g	ペットボトル 約 24g
			
紙パック 約 30g	使い捨てカップ(350ml) 約 15g	食パン5枚切り1枚 約 80g	菓子袋 約 10g
			
チラシ 1 枚 約 6g 新聞紙 約 120g	紙封筒(A4) 約 18g	トイレットペッパーの芯 約 6g	古着 約 300g

表 8 ごみ及び資源物の代表例及び重量 出典：兵庫県資源循環計画